

多賀多目的運動場 利用料一覧表

運動場使用の期間及び時間並びに休場日

区 分	使用期間	使用時間	休場日
天然芝球技場	4月下旬から10月下旬まで	午前9時から日没まで	第二・第四月曜日
人工芝球技場	4月上旬から11月下旬まで	午前9時から午後9時まで	第二・第四月曜日
多目的広場	4月上旬から11月下旬まで	午前9時から日没まで	-
管理棟	通年	午前9時から午後9時まで	第二・第四月曜日、12月28日から翌年1月3日まで

備考 ※休場日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌々日を休場日とする。

天然芝球技場 使用料

区 分		使用料 （1時間当たり）	
アマチュアスポーツに使用する場合	社会人	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	2,750円 8,250円
	高校生以下	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	2,200円 6,600円
		社会人	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合
	催物に使用する	高校生以下	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合
社会人			82,500円
興行又はこれに類するものに使用する場合	高校生以下		66,000円
設備、器具等			市長が定める額

備考

- 「**入場料**」とは、入場料、会費、賛助金、寄付金その他いかなる名目にかかわらず、天然芝球技場に入場する者から使用者が徴収する金銭をいう。
- 営利を目的とする催物に使用する場合は、入場料を徴収する場合の規定を適用する。

管理棟 使用料

区 分		使用料 （1時間当たり）		
会議室 1	社会人	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	550円 1,650円	
		高校生以下	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	440円 1,320円
	社会人	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	820円 2,470円	
		高校生以下	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	656円 1,976円
会議室 2	社会人	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	550円 1,650円	
		高校生以下	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	440円 1,320円
	社会人	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	1,100円 3,300円	※1室当たり
		高校生以下	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	880円 2,640円
更衣室1,2	社会人	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	550円 1,650円	※1室当たり
		高校生以下	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	
	社会人	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	550円 1,650円	
		高校生以下	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	
設備、器具等			市長が定める額	

備考

- 「**入場料**」とは、入場料、会費、賛助金、寄付金その他いかなる名目にかかわらず、会議室等に入場する者から使用者が徴収する金銭をいう。
- 営利を目的とする催物に使用する場合は、入場料を徴収する場合の規定を適用する。
- 天然芝球技場をアマチュアスポーツに使用する場合（入場料を徴収しない場合に限る。）において会議室等を使用するときは入場料を徴収しない場合の規定を、天然芝球技場をアマチュアスポーツに使用する場合（入場料を徴収する場合に限る。）、催物に使用する場合又は興行若しくはこれに類するものに使用する場において会議室等を使用するときは入場料を徴収する場合の規定を適用する。
- 冷暖房料は、別に実費を徴収する。

人工芝球技場 使用料

区 分		使用料 （1時間当たり）		
アマチュアスポーツに使用する場合	社会人	入場料を徴収しない場合	半面	1,100円
		入場料を徴収する場合	全面	2,200円
		入場料を徴収する場合	全面	6,600円
	高校生以下	入場料を徴収しない場合	半面	880円
		入場料を徴収する場合	全面	1,760円
		入場料を徴収する場合	全面	5,280円
催物に使用する	社会人	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	全面	11,000円 33,000円
		高校生以下	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	全面
	社会人		全面	66,000円
		高校生以下		全面
設備、器具等			市長が定める額	

備考

- 「**入場料**」とは、入場料、会費、賛助金、寄付金その他いかなる名目にかかわらず、人工芝球技場に入場する者から使用者が徴収する金銭をいう。
- 営利を目的とする催物に使用する場合は、入場料を徴収する場合の規定を適用する。
- 照明に係る電気料は、別に実費を徴収する

照明使用料、冷暖房料

区 分	使用料
半面	実費
全面	実費

※月変動型料金

多目的広場 使用料		区 分	使用料 （1時間当たり）	
多目的広場 1	アマチュアスポーツに使用する 場合	社会人	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	550円 1,650円
		高校生以下	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	440円 1,320円
		社会人	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	2,750円 8,250円
	催物に使用する	高校生以下	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	2,200円 6,600円
		社会人		16,500円
		高校生以下		13,200円
多目的広場 2	アマチュアスポーツに使用する 場合	社会人	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	430円 1,310円
		高校生以下	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	344円 1,048円
		社会人	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	2,190円 6,570円
	催物に使用する	高校生以下	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	1,752円 5,256円
		社会人		13,130円
		高校生以下		10,510円
設備、器具等			市長が定める額	

備考

- 「**入場料**」とは、入場料、会費、賛助金、寄付金その他いかなる名目にかかわらず、多目的広場に入場する者から使用者が徴収する金銭をいう。
- 営利を目的とする催物に使用する場合は、入場料を徴収する場合の規定を適用する。

売店等を設置する場合

区 分		金額	
売店を設置する場合	運動場をアマチュアスポーツに使用する場合	1㎡までごとに1日	600円
	運動場をその他に使用する場合	1㎡までごとに1日	1,800円
自動販売機を設置する場合		1台につき1月	3,720円

備考

- 使用期間が1月に満たないときは、1月を30日とする日割計算により計算する。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 電気料は、別に実費を徴収する。

設備、器具等使用料

区 分		使用料		
いす	入場料を徴収しない場合	1脚1日	10円	
	入場料を徴収する場合	1脚1日	30円	
	入場料を徴収しない場合	1台1日	20円	
机	入場料を徴収する場合	1台1日	60円	
	入場料を徴収しない場合	1台1時間当たり	100円	
得点表示装置	入場料を徴収する場合	1台1時間当たり	300円	
	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	3,300円	
電光掲示板	社会人	入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場合	1時間当たり 1時間当たり	9,900円 1,650円
	高校生以下	入場料を徴収する場合	1時間当たり	4,950円
		入場料を徴収しない場合	1式1日	1,270円
放送機器	入場料を徴収する場合	1式1日	3,810円	
	入場料を徴収しない場合	1張1日	300円	
テント	入場料を徴収する場合	1張1日	900円	
	入場料を徴収しない場合	1キロワットアワー当たり	20円	
電源使用	入場料を徴収する場合	1キロワットアワー当たり	60円	

備考

- いす及び机の使用料は、管理棟の会議室、調理室その他の室以外の施設において使用する場合に限り徴収する。